

No.256
2019
6/18



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索

第38回定期大会報告 ⑫

運動方針に修正動議を提出!! No.3

一、安全と働きがいを創り出す取り組み

【3】労働条件向上に向けた取り組み

(9) 36協定については、36協定違反や不払い労働の撲滅に向け、地方本部と連携して取り組みます。を以下の通り修正する。

【修正内容】

36協定違反については、36協定違反や不払い労働の撲滅は基より、根本原因である要員問題の解消と超勤縮減をめざし、適正な要員配置を求めて職場から検証運動を取り組みます。また、社員代表選挙が行われている分会では、社員代表を目指すとともに、全組合員の労働安全を実現させていくことをめざします。

【理由】

- ①36協定における最大の目的は、組合員の安全と安心であり、本来業務に集中できる環境をめざして超勤縮減や適正な要員配置を求めていくことが、労働組合の基本姿勢である
- ②36違反や賃金未払いは企業犯罪でありあってはならないこと。その事前防止として職場に蔓延る課題と、事象の問題点に向き合い労使議論していくことが重要である
- ③全組合員の労働安全を実現させていくため、事業場で過半数を下回る分会については、これまでも職場活動の強化を通じて、社員代表選挙での当選を目指してきた。職場で発生している様々な問題・課題の解決を運動課題にしていきながら分会組織の強化・拡大をめざす

各系統において要員不足による時間外労働の増加、休日出勤を前提とした業務運営が常態化していることや、年次有給休暇の時季変更権が行使されている。34条違反などが発生しており、職場の労働時間管理ができていない実態も多発している。根本的原因である適正な要員配置を求めて、引き続き職場からの検証運動を取り組んでいく。また、過半数代表選挙が行われている職場では代表を目指すなくてはならない。会社側からの意向によって選出されることで問題が浮き彫りにならずに具体的な対策などを講じられない現実も散見されている。労基法と労働安全法の改正に伴うガイドラインや指針を活用していくためにも36協定の労働組合における役割を果たしていかななくてはならない。

36協定は労働時間管理の生命線 36協定違反の有無だけにとどめず 苦しんでいる組合員の立場に立った 職場闘争を支える方針であるべきだ!